

清須市水道事業指定給水装置工事事業者申請要領

本要領は、清須市水道事業の給水区域において、給水装置工事を行うに当たり指定給水装置工事事業者の指定を受けるための申請方法について、定めるものです。

本要領で用いる根拠法令及び条例は次のとおりで、必要に応じて略称を用いて表記します。

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）	法
水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）	法規則
清須市水道事業給水条例（平成 21 年清須市条例第 107 号）	条例
清須市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 21 年清須市水道事業訓令第 5 号）	市規程

1 提出書類及び作成要領

(1) 指定給水装置工事事業者指定申請書 様式第 1（法規則第 18 条関係）

ア 様式には、電話番号、ファクス、e メールアドレスを付記してください。

イ 次の書類を添付してください。

- ・ 法人の場合 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ・ 個人の場合 住民票記載事項証明書（いわゆる「住民票の写し」です。コピーではありません。）
 - ・ （法規定外）事業所の位置図及び外観写真（営業の実態が分かる写真）
- ※ 実態把握のためできる限り添付をお願いします。

(2) 機械器具調書 様式第 1 別表

ア 「管の切断用の機械器具」「管の加工用の機械器具」「接合用の機械器具」「水圧テストポンプ」「残留塩素測定器」の別に、給水装置工事を実施する能力があると認められる程度の機械器具を記載してください。

イ 機械器具の写真は添付不要です。

(3) 誓約書 様式第 2（法規則第 18 条及び 34 条関係）

次のいずれにも該当しない者であることの誓約をしてください（法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号、法規則第 20 条の 2 及び市規程第 3 条第 3 号）。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要

な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認票（法規定外。アンケート）

営業の実態を確認するため、できる限り添付してください。

2 申請手数料

1件あたり14,000円 申込みの際に徴収します。 条例第33条

3 雑則

(1) 指定の際は月末にまとめて指定します。

(2) 給水装置工事の手続きの流れについては、「清須市水道事業給水装置工事申込取扱要領」を参照してください。

(3) 清須市水道事業の給水区域は清須市の後に「春日」と続く住所の区域です。清須市の後に「春日」と続かない住所の区域は、名古屋市上下水道局が給水を行っています。当該区域において工事事業者の指定を希望する場合は、名古屋市上下水道局にお問い合わせください。